

年金
だより

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が 発送されます～年末調整・確定申告まで大切に保管を～

☎ ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004(ナビダイヤル)

- 今年の1月1日～12月31日までに納付した国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象です。
- 日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発送されます。年末調整や確定申告の際には、この控除証明書(または領収証書)を必ず添付してください。

- 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の再発行については、本人の基礎年金番号のわかる物をご準備のうえ、長崎南年金事務所または健康保険課年金係にご連絡ください。(1～2週間程度で送付)
長崎南年金事務所 ☎825-8705(国民年金課)
健康保険課年金係 ☎801-5821

《控除証明書発送時期の目安》

国民年金保険料を

10月2日までに納付された方…11月上旬

10月3日以降に今年初めて納付された方

…来年2月上旬

※「ねんきんネット」のIDを取得している方は、「ねんきんネット」から控除証明書の再交付申請ができます。

《11月30日(※)は「年金の日」です》

厚生労働省では、「国民お一人お一人、「ねんきんネット」などを活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」としています。この機会に、「ねんきんネット」でご自身の年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、ご自身の年金記録から様々な条件を設定したうえで、年金見込額の試算をすることもできます。



日本年金機構
ホームページ



消費者 注意報

地域における「気づき」と 「つなぐ」力で高齢者を守りましょう!!

高齢者の消費者被害に関連するキーワードとして、「お金」「健康」「孤独」の3つが挙げられます。その理由として、高齢者は特にこの3点に不安を持っているからといわれています。

被害の特徴として、入手できる情報量が少なく、本人が被害にあっていることに気づかない、たとえ気づいた場合でも騙されてしまった恥ずかしさから被害の相談をしない、身近に相談できる人がいないといったことから、被害が長期的になることで深刻化しやすいため、注意が必要です。

そこで、高齢者が実際に被害に遭った最近の窓口を知るとともに、地域での「気づき」と「つなぐ」力で高齢者の被害を未然に防ぎましょう。



<高額被害に至った事例(架空料金請求詐欺)>

被害者のもとに、「新たに高齢者介護施設を建設することになりました。施設への入居権を所有しています」との電話が施設関係者を名乗る者からあった。

被害者は、入居する必要がないため断ったが、「入居できず困っている人がいるため、入居権を譲ってほしい」と頼まれ、同年代の方の助けになるのであればと善意から応諾してしまった。

その後、弁護士や金融庁職員を名乗る者から「入居権の譲渡は詐欺であるため、刑務所に入らなければならない」、「刑務所に入った場合は、所有する資産がすべて凍結される」といった虚偽の連絡があった。

周囲の人に相談することができず、解決金などの名目で多額の現金を複数回に分けて指定する住所に送ってしまった。

★困ったときは長与町役場相談窓口または長崎県消費生活センターへご相談を！
長与町消費生活相談窓口(☎883-1111) 長崎県消費生活センター(☎824-0999)